

業務仕様書（令和6年度サーバー等廃棄業務）

本仕様書は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）が発注する「令和6年度サーバー等廃棄業務（以下「本業務」という。）に適用する。受注者は本仕様書に記載の項目及び「産廃物の処理及び清掃に関する法律」等関係法令（以下「法令等」という。）を順守すること。

1. 件名

令和6年度サーバー等廃棄業務

2. 業務概要

受注者は以下の産業廃棄物収集運搬・処分業務を履行するものとする。また、受注者は以下の産業廃棄物収集運搬・処分業務に伴い、発注者が行う産業廃棄物管理票（以下、「マニフェスト」という。）交付作業を支援すること。なお、マニフェストは受注者において準備するものとする。

◇ 不要備品等処分

機構が保有する不要となった備品等を処分すること。処分対象となる備品等は以下のとおりである。なお、サーバーやPCに搭載されている補助記憶装置（ハードディスク、HDD等）については機構職員立ち会いのうえ物理的破壊によりデータを確実に消去したのち処分するものとし、受注者は破壊を実施した旨を証明できる書類及び写真を提出すること。また、その他の備品は処分の方法（廃棄・リユース・リサイクル）を問わないものとする。

① サーバー（※アンラック作業済）

- ・ HITACHI システム装置 GQBT11AM-UNENNRM（HDD最大8台内蔵）（日立製作所）

② バックアップテープ

- ・ マクセル RDX データカートリッジ 1TB RDX/1TB 2台

③ PC

- ・ 富士通 LIFEBOOK A550/B（HDD1台内蔵）

④ その他備品

- ・ 別紙2のとおり

3. 収集場所

大阪府大阪市中央区本町3-5-7（御堂筋本町ビルB3F、4F）

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 関西業務部 等

4. 収集日及び収集時間

機構より収集希望日及び希望時間を電子メール等で受注者に連絡する。受注者は電子メール受領後、機構と協議を実施のうえ実際の収集日及び収集時間を決定するものとする。なお、収集時間は原則平日午前9時30分から午後5時までの間とする。

5. 運搬方法

収集場所から駐車場までの運搬は受注者にて実施すること。廃棄物の運搬方法は受注者側で用意した貨物車による運搬とし、建物管理事務所が指定した駐車場所、収集場所における搬出経路、貨物運搬用エレベーターを使用し、業務場所及び建物への破損が無いよう慎重に行うこと。また、必要に応じて申請書の提出、養生等措置を実施すること。

6. 請負代金の支払い

代金の支払は後払いとする。受注者は業務完了後、完了届（別紙1）及びマニフェストE票を提出すること。機構は受注者から請求を受けた際は、請求書受領日から起算して30日以内に受注者の指定する口座に振込にて請負代金を支払うこととする。

7. 履行期限

契約締結日の翌日から令和6年6月30日までとする。

8. 資格要件

見積書の提出時に以下の要件を満たすことを証する書類（写し等でもよい）を添付すること。

（1）プライバシーマーク（Pマーク）又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

（2）産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可を受けていること。なお、受注者が自社の処分場を有しておらず、定型処分場での処分となる場合等、一部の業務を委託する場合は、当該委託先業者の有する資格を添付すること。

（3）処分対象の備品をリユースする場合、古物商許可を受けていること。

9. 秘密保持事項

（1）守秘義務

機構及び受注者は、本件業務の遂行上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）及び個人情報（個人情報の保護に関する法律 平成15年法律第57号第2条第1項に定義されている情報をいう。）を他に開示し、または漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものは、この限りではない。

- a. この契約への違反によらずに公知であるか、または入手後公知となった情報
- b. 相手方より受領する以前から当事者が知っていた情報
- c. 本件業務と無関係に、当事者が開発した情報
- d. 相手方の書面による同意を事前に得て開示された情報
- e. 法的手続き、あるいは公認会計士による監査等により当事者が開示を求められる情報

（2）履行期間終了後の取扱い

秘密保持に係る規定は、法令の定めにあるものを除き、履行期間終了後もなお有効とする。

10. その他

- （1）止むを得ない事情により、仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ機構と協議すること。

- (2) 本業務を実施するにあたっては、常に機構と密に連絡を取り、その指示を受け業務を円滑に履行するものとする。
- (3) 本業務の実施にあたっては法令及び条例等を遵守するものとする。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた場合は、その都度機構と協議その指示に従うものとする。
- (5) 本件業務の一括再委託を禁止する。

1 1. 仕様内容問合せ先 経理部 経理課 川口 (TEL 045-228-5964)

以 上

(別紙1)

令和 年 月 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
契約職 甲川 壽浩 様

住 所

会社名

代表者

印




完 了 届

(件名) 令和6年度サーバー等廃棄業務

標記について、業務を完了したので提出します。

以 上

(別紙2)

No.	品目	個数	単位	備考	縦×横×高さ (cm)	写真
No.1	サーバー備品		2本		71×5×3	
No.2	テレビ		1台		61×115×5.5	
No.3	プリンター (EPSON Offirio LP- 5500)		1台		40×55×47	
No.4	分煙テーブル		1台		74.5×120×100	